

第 4 6 号議案

亀岡市特別会計条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市特別会計条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市特別会計条例の一部を改正する条例

亀岡市特別会計条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 亀岡市土地取得事業特別会計

公共用地の先行取得事業を行うため

第 2 条及び附則第 2 項中「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市特別会計条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 （仮称）京都・亀岡保津川公園に関連する用地の先行取得事業を行うため、亀岡市土地取得事業特別会計を設置すること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。